

平成30年度 第3回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第3回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年6月29日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	4 中下 雅敏 5 山田 隆見		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 2名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕		
議 事 録 署名委員	8 清水 正子 1 下河内 昭博		
提出議題	議事 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第14号 非農地証明の申請について 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について 議案第16号 下限面積（別段面積）の設定について 議案第17号 江田島市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について  協議事項 ・平成30年度江田島市農作業労賃表について ・農地利用状況調査について		

## 平成30年度第3回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中欠席者2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 雨のなか、ご苦労様です。昨日は広島県の農業委員会会長会議に出席してきましたので、資料を回覧させていただきます。江田島は島諸部で、北側のような大きい農業委員会とはレベルが違うため、参考にするような形で話を聞かせていただきました。どの農業委員会でも、高齢化と、それに伴う耕作放棄地の増加、人口減少が深刻ということで、特にその点について話をしましたが、全体人口が減っているなので、問題を解決することは難しいようです。こうやって申請がでてくる間は、農地を流通させることもできますが、最後には耕作放棄地ばかりになってしまいますので、少しでも耕作放棄地を減らせるようにしたいと思います。本日も、よろしく願いいたします。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名者の指名は、8番の清水委員と、1番の下河内委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記を指名いたします。

### 3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。

### 4 議 事

事務局長 お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せてご覧ください。

番号1。贈与人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人、2分の1▲▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。2分の1■●●●■。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、

畑。面積、195 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、受贈人は「自宅に近く利便性が高いので、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。書類に書かれてある通りです。住宅地にとっても近いところで、露地野菜を作ることになっておりますので、いいと思います。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次をお願いします。以上で、3条の審議を終わります。議案第13号の農地法5条の許可申請につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号1。貸人●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町柿浦\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、142 m<sup>2</sup>。

申請理由は使用貸借で、借人は「自己居住用住宅用として、借り受ける」ということでした。平屋建、延床面積86.95 m<sup>2</sup>の住宅を建設予定です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。6月19日に、柿浦の担当の農地利用最適化推進委員さんと、事務局とで確認をしてきました。問題ないと思うので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号2。譲渡人、持分3分の1、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。持分3分の1、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。持分3分の1、■●●■。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人◆◆◆◆。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、729㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、229㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル300枚、発電量79.5キロワットの設備を設備予定です。ご審議をお願いいたします。

議長 これらの案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前田委員 三高の前田です。本来は下河内さんの担当の地区なのですが、ご都合が悪いということで、事務局の2人と是長の担当の推進委員さんと、私の4人で現地へ行きました。この申請通りで、とてもいいところでした。宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号3。譲渡人●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、646㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「事業拡大のため、水産物干場として譲り受ける」ということでした。

ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。申請書に書かれている通りです。宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号4。貸人●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、三原市\_\_\_\_\_。所在地、江田島町宮ノ原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,027 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,014 m<sup>2</sup>。  
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル252枚、発電量74.34キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間です。  
ご審議をお願いいたします。

議長 この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中下委員がおられませんので、事務局から説明をお願いします。

事務局長 6月19日に中下農業委員さんと、宮ノ原の担当の推進委員さん、事務局で現地の確認を行いました。先月も、2件ほど▲▲から太陽光の申請が出されて、許可をしているんですが、このたびの申請では、2筆にまたがって申請をされるそうです。規模でいうと、2つの土地で1反分くらいの面積になります。また、それぞれの土地もほぼ同じ規模で、この2筆を使って申請をしたいということでした。申請地の片方の農地は何も置いておらず、すぐに作業ができるような農地なんですけども、もう片方は、おそらく去年まで柑橘を作られていたような状態で、木が生えています。その木の抜根も含めて、業者さんが行うということで、契約をされているということでした。場所的には特段問題はないのですが、隣に民家が2件あるという点がありました。それ以外には、特に問題ないと事務局のほうでは判断しました。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この4番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、5条の審議を終わりにして、議案第14号の非農地証明の許可申請につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号1。申請人住所、広島市\_\_\_\_\_。氏名●●●●。所在地、江田島町小用\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、307㎡。  
申請理由は、「野菜類を母が耕作していたが、約20年前に亡くなってから、全く手入れをしておらず、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。6月6日に、大段会長、山田委員、小用の担当の推進委員及び事務局で現地確認を行いました。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。担当の委員さんがおられないので、事務局のほうからお願いします。

事務局長 はい。非農地証明一覧という現場の写真がありますので、ご覧ください。法面のコンクリートの上に草が生えているところで、横に道はあったのですが、現在は出口まで簡単に入っていけないような状態になっていまして、申請地の道路を挟んだ反対側に造船所があるんですけども、申請地自体はどうやっても農地に戻せるようなところではありませんでした。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、許可とします。以上で、非農地証明の審議を終わりにして、議案第15号の、農地利用集積計画の決定について、事

務局から説明をお願いします。

事務局長

お手元にお配りしている、集積計画の現地写真を併せてご覧ください。

番号 1、利用権を設定する農用地、大字、江田島町津久茂\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,006 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成 30 年 7 月 1 日。終期、平成 31 年 3 月 31 日。期間は 9 ヶ月です。新規の案件です。

以上で、説明を終わります。

議長

この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。これは私が担当の案件なのですが、元々は■■さんという方が●●さんから農地を借りて 3 年くらいイチジクを作っておられました。ただ、このたび■■さんが亡くなられて、畑がもったいないので、私から▲▲さんに作ってくれないか、ということ相談した次第です。▲▲さんも、一年間ほどやってみて、その後も続けるかを考えるということで申請をいただきましたので、宜しくお願いします。ほかに、ご質問はありませんか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないようでしたら、この計画につきまして、決定することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員異議がないということですので、決定とします。以上で農地利用集積計画についてを終わります。議案第 16 号、下限面積（別段面積）について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の決定、または修正の必要について審議をすることになっております。昨年、江田島市では、下限面積を 20 アールから 10 アールに、つまり 2 反から 1 反に変更しました。今年は、昨年からの農地の状況に大きな変化等がないため、江田島市全域の下限面積 10 アールについて、事務局としては変更を行わず、現状の 10 アールのままということ提案いたします。参考に、29 ページに県内各市町の一覧をつけておりますので、ご覧ください。

議長

この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。20 アールを 10 アールにするということで、去年は下限面積を変えたんですが、何か質問はございませんか。



委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件について、決定することに異議ありませんか

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、決定とします。以上で下限面積（別段面積）についてを終わりました、議案第 17 号、江田島市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 1 月末に、能美町担当の推進委員さんが辞任されたことに伴い、能美町担当の推進委員を 4 月に募集しましたところ、能美町鹿川の方から、一般推薦での応募がありました。5 月 29 日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、応募された方を候補者として決定しました。花卉の専業農家で、平成 16 年から平成 23 年まで、江田島市の農業委員も務めておられた方で、農地利用最適化推進委員として最適であると思いますので、承認を求めるものです。

議長 この案件について皆さんの意見を伺いたいと思います。なにかご意見等はありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件について承認することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、候補者を能美町担当の農地利用最適化推進委員として、承認します。続きまして、日程第 5 の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

## 5 協 議 事 項

事務局長

- ・平成 30 年度江田島市農作業労賃表について
- ・農地利用状況調査について

## 6 そ の 他

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。